

岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1（1） 監査対象機関名 商工労働観光部経営支援課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年7月19日

イ 本監査実施日 平成29年8月29日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金返還金の違約金の徴収に当たり、調定を行っていないものが12件、185,040円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	補助金返還金の徴収に当たっては、当該事業者の財務状況が、「債権の管理に関する規則第18条第1号」の「無資力又はこれに近い場合」に該当することから、違約金を徴収しないこととして整理を行った。 今後は、納付の遅延が懸念される事業者の財務状況の把握を行い、適正な事務の執行に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年7月14日

イ 本監査実施日 平成29年8月23日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	備品の管理に当たっては、備品管理一覧表の再整理を行った。 今後は、新たに写真一覧表及び備品管理チェック表を作成し、確実な現物確認の徹底及び決裁ラインにおける備品の管理状況が把握できるよう、組織的なチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めることとした。